

SAGA2024佐賀市実行委員会
第3回輸送交通専門委員会

SAGA
2024
国スポ・全障スポ
SAGA-CITY

日時：令和5年2月14日（火）午前10時00分から

場所：佐賀商工ビル 4階A・G会議室

SAGA2024佐賀市実行委員会
第3回輸送交通専門委員会 目次

◆ 報 告 事 項

第1号報告	SAGA2024佐賀市実行委員会輸送交通専門委員の変更について.....	1
第2号報告	SAGA2024佐賀市実行委員会第2回常任委員会における審議決定事項について.....	2
第3号報告	第78回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会の概要について	8
第4号報告	第2回専門委員会以降の事業経過報告について（輸送交通専門委員会関係）.....	10
第5号報告	いちご一会とちぎ国体の視察報告について.....	11
第6号報告	SAGA2024国スポ競技会場地輸送調査（第2次）結果について.....	14
第7号報告	SAGA2024国スポバス斡旋方式実施の同意について.....	16

◆ 審 議 事 項

第1号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市消防防災・警備業務実施要項（案）.....	18
第2号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市競技別リハーサル大会輸送計画（案）.....	21
第3号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市競技別リハーサル大会消防防災・警備計画（案）.....	23

◆ そ の 他

開催までのスケジュールについて（輸送交通専門委員会関係）.....	28
-----------------------------------	----

(参考資料)

資料1	SAGA2024佐賀市実行委員会輸送交通専門委員会委員名簿...	30
資料2	SAGA2024佐賀市実行委員会会則.....	31
資料3	SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程.....	35

SAGA2024佐賀市実行委員会輸送交通専門委員
の変更について

令和4年1月31日から令和5年2月14日までの間における専門委員の変更については、下記のとおりです。

(順不同・敬称略)

所属団体・役職名	新任者	前任者
西日本高速道路(株)九州支社佐賀高速道路事務所 所長	水本 泰之	焼山 厚志
国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局 首席運輸企画専門官	牟田 嘉伊座	津留 崇明
佐賀県県土整備部佐賀土木事務所 管理課長	松本 涉	橋本 高宏
佐賀南警察署交通課 課長	内田 慎一郎	副島 明
佐賀北警察署交通課 課長	金崎 春海	江副 太
佐賀市市民生活部生活安全課 課長	中村 孝幸	北御門 智子
佐賀市交通局 副局長兼総務課長	小林 知季	大野 雅生
佐賀中部広域連合佐賀広域消防局 予防課長	谷口 英也	木附 雅彦
佐賀中部広域連合佐賀広域消防局 副局長兼警防課長	貞島 秀晴	山口 和俊

S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会第 2 回常任委員会
における審議決定事項について

S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会第 2 回常任委員会における審議決定
事項について、次のとおり報告します。

- 1 第 7 8 回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画（年度別業務
一覧）の一部変更
- 2 第 7 8 回国民スポーツ大会佐賀市情報通信基本計画

第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画 (年度別業務一覧)の一部変更

1 概要

第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画で規定している年次計画(年度別業務一覧)の一部変更については、別紙のとおりである。

2 変更内容

- (1) 「炬火イベント」に関する業務を⑦式典から④市民運動へ変更

【理由】

炬火を伴う国スポ・全障スポの式典(開会式及び閉会式)は、佐賀県の主催である。一方、市町はその炬火を利用したイベント等を開催し、大会の機運醸成が主な目的となり、市民運動的な要素が強いため。

- (2) 「リハ大会宿泊実施要項」の策定取りやめ

【理由】

リハーサル大会における競技役員及び選手・監督の宿泊は、原則競技団体が行うことから、要項を策定する必要性はないと判断したため。

第78回国民スポーツ大会 佐賀市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

年 度	平成30年度(6年前)	令和元年度(5年前)	令和2年度(4年前)	令和3年度(3年前)	令和4年度(2年前)	令和5年度(1年前)	令和6年度(開催年)
主 要 行 事	国体準備室設置(事務局) 大会開催内定	国スポ・全障スポ大会推進課設置(事務局) 中央競技団体正規視察 準備委員会設立	日本スポーツ協会・文部科学省総合視察 大会開催決定 実行委員会へ改組	大会会期決定		リハーサル大会開催	第78回国民スポーツ大会開催 第23回全国障害者スポーツ大会開催
準 備 組 織	庁内推進会議設置・開催	準備委員会設立総会 準備委員会総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催	準備委員会・実行委員会総会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	弁当部会設置	実施本部設置・開催	リハ大会実施本部運営マニュアル作成 大会実施本部運営マニュアル作成	
②① 財 務 企 画	県準備委員会との連絡調整	県準備委員会との連絡調整 開催推進総合計画策定・進行管理 大会経費調査検討	県実行委員会との連絡調整 開催推進総合計画進行管理 企業協賛取扱要項作成 リハ大会経費検討	企業協賛の推進	リハ大会予算編成	リハ大会予算執行・決算 大会経費予算編成	大会予算執行・決算 大会経費予算編成
						識別用品整備要項作成 遺失物・拾得物取扱要項作成 保険加入要項作成	リハ大会識別用品整備 リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入 大会識別用品整備 大会での遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入
③ 広 報		国スポ・全障スポ推進課ホームページ作成	広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 実行委員会ホームページ開設		大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
④ 市 民 運 動			市民運動基本計画策定 ボランティア募集要項作成 ボランティア募集等の検討	市民運動の推進 ボランティア募集・研修会開催	リハ大会ボランティア業務計画作成	大会ボランティア業務計画作成 リハ大会ボランティア配置	大会ボランティア配置
					炬火イベント検討	炬火イベント実施計画・要項作成	炬火イベント実施
⑤ 観 光 ・ 接 伴				観光・接伴基本計画策定	歓迎装飾・接伴実施要項作成 案内所・休憩所等設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾・ガイドブック作成等の検討 リハ大会案内所、リハ大会休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾・ガイドブック作成等の実施 大会案内所、大会休憩所等設置 大会売店設置

第78回国民スポーツ大会開催・第23回全国障害者スポーツ大会開催

実行委員会
総会開催(解散)

大会報告書

第78回国民スポーツ大会 佐賀市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

年度	平成30年度(6年前)	令和元年度(5年前)	令和2年度(4年前)	令和3年度(3年前)	令和4年度(2年前)	令和5年度(1年前)	令和6年度(開催年)
⑥ 競技		競技用具整備計画検討・作成 競技役員等編成案の検討・作成	競技運営基本計画策定	競技別実施要項検討 競技用具整備の推進		競技別実施要項作成	競技別プログラム作成・配布
		リハ大会実施検討 公開競技・デモスポ開催競技選定		競技会係員・補助員編成計画作成 リハ大会開催基本計画策定	競技別リハ大会実施要項作成	競技役員等編成決定 競技会係員・補助員編成決定・養成	競技役員等の編成・委嘱 競技会係員・補助員の編成・委嘱
					公開競技・デモスポ実施要項検討 情報通信基本計画策定	競技別リハ大会プログラム作成・配布 公開競技・デモスポ実施要項作成 情報通信業務実施要項作成	公開競技・デモスポ開催 臨時通信施設架設設置
⑦ 式典				式典基本計画策定	炬火イベント検討	式典実施要項作成 炬火イベント実施計画・要項作成 ＜④市民運動へ＞	各競技会 開始式・表彰式の実施 炬火イベント実施
⑧ 施設			施設整備基本計画策定	施設整備の推進・点検			
⑨ 宿泊		第一次仮配宿	宿泊基本計画策定		リハ大会宿泊実施要項作成 第二次仮配宿 大会弁当調達要項作成	大会宿泊実施要項作成 第三次仮配宿 リハ大会弁当調達実施	宿泊本部設置 大会配宿実施 大会弁当調達実施
⑩ 医事・衛生			医事・衛生基本計画策定	医療救護要項作成	医療救護実施マニュアル作成 リハ大会救護所設置計画作成	救護所設置計画作成 リハ大会救護所設置	救護本部・救護所設置
				防疫対策要項作成	防疫対策実施マニュアル作成	防疫対策の推進	
				食品衛生対策要項作成	食品衛生対策実施マニュアル作成	食品衛生対策の推進	
				環境衛生対策要項作成	環境衛生対策実施マニュアル作成	環境衛生対策の推進	
⑪ 輸送交通			輸送交通基本計画策定	輸送交通業務実施要項作成	リハ大会輸送計画作成	輸送計画作成 リハ大会計画輸送実施 車両誘導計画作成	輸送本部設置
			駐車場等調査・確保				
⑫ 消防・警備				消防防災・警備基本計画策定	消防防災・警備実施要項作成 リハ大会消防警備計画作成	消防防災・警備計画作成 リハ大会消防警備本部設置	消防警備本部設置

第78回国民スポーツ大会開催 ・ 第23回全国障害者スポーツ大会開催

第78回国民スポーツ大会佐賀市情報通信基本計画

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）において、本市で実施する情報通信業務については、「第78回国民スポーツ大会佐賀市競技運営基本計画」に基づき、佐賀県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、SAGA国スポ運営に万全を期すものである。

2 内容

(1) 情報通信設備の整備

SAGA国スポを円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

(2) 情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

(3) 大会参加者等への情報提供サービス

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

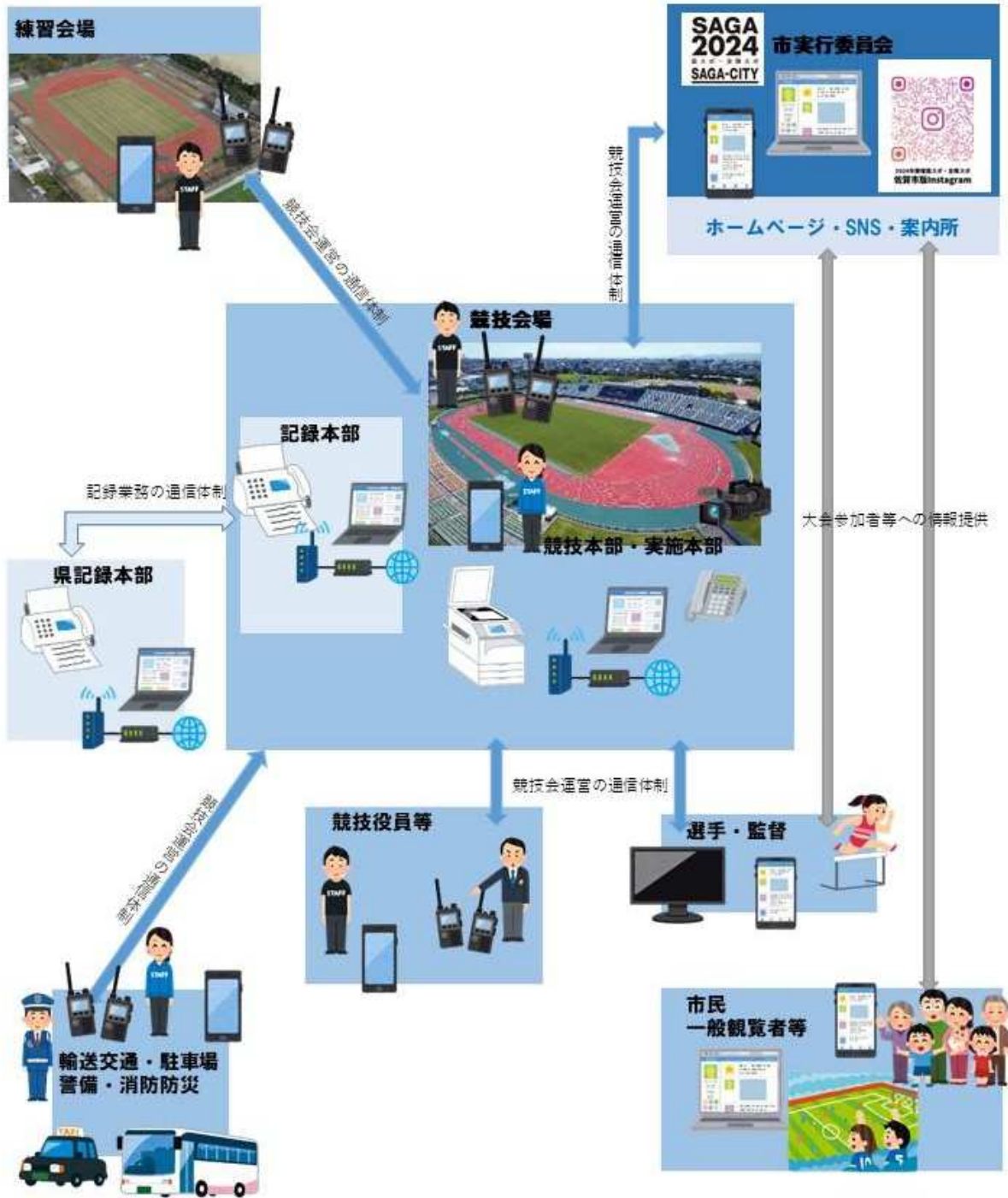
3 その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

(3) 第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024全障スポ」における情報通信体制については、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会が主体となって実施する。

情報通信体制の整備イメージ図



第78回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会の概要について

令和4年7月6日に佐賀県が開催したSAGA2024実行委員会第9回施設・競技専門委員会において、国民スポーツ大会競技別リハーサル大会に関する議案が承認され、同年7月26日開催の同委員会第16回常任委員会で報告されたことから、本市開催競技会について、次のとおり報告します。

1 競技別リハーサル大会とは

競技会運営能力の向上や県民の国スポ及び競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の機運醸成を図ることを目的として、国スポ開催の前年から国スポ開催までの間に各会場において行われる大会

2 大会日程及び会場

別紙のとおり

SAGA 2024 国スポ 競技別リハーサル大会の概要について

競技名	大会名	競技会場	R 5年6月		7月					8月			9月				10月				11月			12月			1~3月	R 6年4月					5月			6月														
			16	17	18	19	20	7	8	9	10	20	21	22	23	17	18	19	20	8	9	10	24	19	20	21		22	23	23	24	25	26	21	22	23	24	5	6	7	24	25	14	15	16	22	23			
			金	土	日	月	火	金	土	日	月	木	金	土	日	木	金	土	日	金	土	日	日	木	金	土	日	月	木	金	土	日	木	金	土	日	金	土	日	水	木	金	土	日	金	土	日			
カヌー	全九州高等学校体育大会 全九州高等学校カヌー競技大会	佐賀市 富士しゃくなげ湖 水上競技場	◎	●	●																																													
ラグビーフットボール	全九州高等学校体育大会 全九州高等学校ラグビーフットボール競技大会	SAGAサンライズパーク ポールフィールド	◎	●	●	◎	●																																											
水泳	競泳	全九州高等学校体育大会 全九州高等学校水泳(競泳)競技大会					◎	●	●	●																																								
	飛込	全九州高等学校体育大会 全九州高等学校飛込競技大会					◎	●	●																																									
	水球	全日本ユース(U15)水球競技選手権大会 (桃太郎カップ)九州地区予選会(男子)																						◎	●	●																								
	A S	日本アーティスティックスイミング チャレンジカップ 予選																																																
テニス	第46回全日本都市対抗テニス大会	SAGAサンライズパーク テニスフィールド																																																
陸上競技	九州陸上競技選手権大会	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム																																																
ライフル射撃(25m)	全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会	佐賀県警察学校射撃場																																																
バレーボール	天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会 九州ブロックラウンド(女子)	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ																																																
サッカー	第59回全国社会人サッカー選手権大会	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム セカスタ ポールフィールド 佐賀市健康運動センター サッカー・ラグビー場																																																
ボウリング	内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯 第52回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会	ボウルアークス																																																
柔道	九州高等学校新人柔道大会	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ																																																
フェンシング	第76回全日本フェンシング選手権大会(団体戦)	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ																																																
体操	トランポリン	全九州トランポリン競技選手権大会																																																
	競技	全九州高等学校体育大会 全九州高等学校体操競技大会																																																
	新体操	全九州高等学校体育大会 全九州高等学校新体操大会																																																
高等学校野球(硬式)	第154回九州地区高等学校野球大会 (準決勝・決勝)	さがみどりの森 球場																																																
ローイング	全九州高等学校体育大会 全九州高等学校ボート競技大会	佐賀市 富士しゃくなげ湖 水上競技場																																																

リハーサル大会の予定なし

日程未定
(4月末~5月初予定)

※クレー射撃は、リハーサル大会を実施しない

◎…公式練習 ●…競技会期

第2回専門委員会以降の事業経過報告について
(輸送交通専門委員会関係)

1 会議等の開催

(1) 総会

- ・実行委員会第2回総会（令和4年5月12日）

(2) 常任委員会

- ・実行委員会第2回常任委員会（令和4年5月12日）

(3) 実施本部会議

- ・第1回実施本部会議（令和4年5月20日）
- ・第2回実施本部会議（令和4年11月15日）

2 準備業務の推進及び先催市調査

(1) 準備業務の推進

- ・輸送計画策定業務
- ・第2回会場地輸送調査

(2) 先催市調査

- ・いちご一会とちぎ国体視察
- ・いちご一会とちぎ国体事業概要説明会

3 佐賀県との連絡調整

- ・市町連絡会議、競技運営連絡会議（令和4年5月19日、11月21日）

「いちご一会とちぎ国体」 視察報告について

【会期】

会期前：令和4年 9月10日（土）～ 9月19日（月）

本会期：令和4年10月 1日（土）～10月11日（火）



輸送交通



無料シャトルバス 駅～競技会場
宇都宮駅



高校野球 選手・監督バス乗降場
清原球場敷地内



陸上競技 選手・監督バス乗降場
栃木県総合運動公園駐車場内



テニス タクシー乗降場
栃木県総合運動公園駐車場内



高校野球 臨時駐車場
キャノン職員駐車場

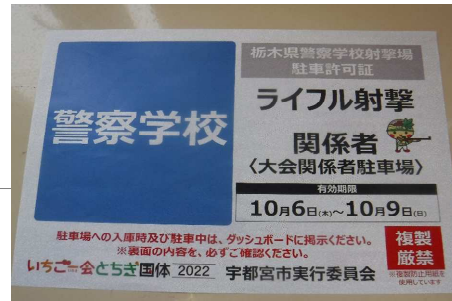


高校野球 臨時駐車場
道場宿緑地（鬼怒川河川敷）



高校野球 臨時駐車場
清原工業団地1号緑地（緑地公園）

交通対策



関係者駐車場の駐車許可証



交通誘導看板



駐車禁止案内看板



警備員による駐車場の誘導
各駐車場出入口に配置

消防・警備



消防署による会場巡回
火災等危険箇所の確認



警備員による会場内警備
出入口や観客席で不審者警戒



警察署による会場巡視
事件事故への警戒

SAGA2024国スポ競技会場地輸送調査（第2次）結果について

1 調査目的

SAGA2024国スポにおける輸送交通業務を円滑に実施するため、会場地市町における車両使用台数等の調査を行い、県全体のバス・タクシー等の総量確保に関する関係機関との調整に資することを目的とする。

2 調査内容

項目	内容
調査主体	佐賀県及び会場地市町
実施期間	令和4年7月28日～令和4年8月31日
調査項目	①全国輸送における <u>指定下車駅（※1）</u> 等調査 ②開会式輸送における <u>指定集合地（※2）</u> 調査 ③競技会場地輸送における駐車場必要台数調査 ④競技会場地輸送における大会参加者輸送調査 ⑤競技会場地輸送における一般観覧者輸送調査 ⑥競技会場地輸送における車両必要台数調査
調査方法 (佐賀市の場合)	・先催市町の同競技の実績の確認 ・各競技団体への聞き取り

※1 宿舎の最寄り駅（バス停留所及び空港含む）で県が指定するもの

※2 開会式輸送の際に、県と会場地市町が輸送業務を引き継ぐ集合地

3 調査結果（佐賀市開催競技）

(1) 『大会参加者※』輸送車両台数（上段：延べ台数 下段：最大台数/日） 単位：台

項目	大型バス	中型バス	小型バス	タクシー	合計
会期前① 9/5～9/17 3 競技	465	0	65	666	1,196
	68	0	16	93	—
会期前② 9/21～10/1 5 競技	258	0	146	1,473	1,877
	46	0	16	257	—
本会期 10/5～10/15 8 競技	1,556	0	179	553	2,288
	220	0	26	115	—

※ 選手・監督、大会役員等の大会関係者及び競技会関係者

(2) 『観覧者』 輸送車両台数 (上段: 延べ台数 下段: 最大台数/日) 単位: 台

項 目		大型バス	中型バス	小型バス	合 計
会期前①	9/5～9/17	239	0	0	239
	3 競技	37	0	0	—
会期前②	9/21～10/1	156	0	80	236
	5 競技	26	0	20	—
本 会 期	10/5～10/15	463	0	0	463
	8 競技	67	0	0	—

4 課題と対策案

課 題	大型車 (バス) の駐車場及び待機場の確保 大会参加者及び一般観覧者の駐車場の確保
対策案	市有施設や嘉瀬川河川敷等を臨時駐車場・バス待機場として検討

課 題	SAGA サンライズパーク一帯の交通整理など関係各所との連携
対策案	一般観覧者用駐車場を SAGA サンライズパーク外に設定 誘導看板や交通誘導員による車両の案内誘導

参考資料

～佐賀県の競技会場地輸送調査 (第2次) 取りまとめより抜粋～

【参考①】 佐賀県内のバス保有状況 (R4.12.31 時点) 単位: 台

大 型	中 型	小 型	合 計
177	52	72	301

【参考②】 佐賀県内のタクシー等保有状況 単位: 台

タクシー	917	(R4.12.31 時点)
レンタカー (マイクロバス)	73	(R4.3.31 時点)

【参考③】 佐賀県全会場地『大会参加者・観覧者』競技会輸送使用台数
(上段: 延べ台数 下段: 最大台数/日) 単位: 台

項 目	大型バス	中型バス	小型バス	タクシー	レンタカー	合 計
会期前①	714	101	22	668	0	1,505
	106	20	4	93		—
会期前②	682	4	319	1,702	0	2,707
	106	1	71	310		—
本 会 期	3,666	735	556	1,769	660	7,386
	596	123	87	271	122	—

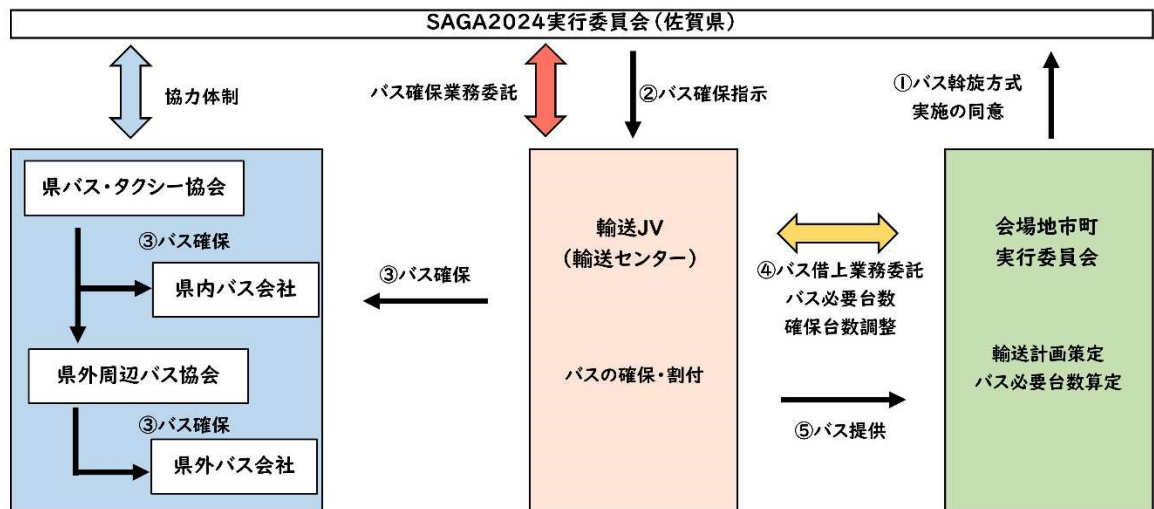
SAGA2024国スポバス幹旋方式実施の同意について

令和3年12月2日に佐賀県から「SAGA2024国スポバス幹旋方式」の実施について県内全会場市町に対して意向調査が行われ、佐賀市を含む全会場地市町が同意し、令和4年2月16日に同意書を提出しましたので報告します。

【バス幹旋方式】

佐賀県及び会場地市町間のバス提供依頼業務の競合を防ぎ、確実かつ効率的にバスの確保を図るため、佐賀県が県と市町で必要とするバスを一括して総量確保を行い、各市町にバスを幹旋する方式

【参考】SAGA2024国スポバス幹旋方式バス確保フロー図



(空 白)

第78回国民スポーツ大会佐賀市消防防災・警備業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会佐賀市消防防災・警備基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）における消防防災・警備業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、SAGA国スポ準備期間中及びSAGA国スポ会期中とする。

3 実施場所

消防防災業務及び警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

(1) SAGA国スポ準備期間中

SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、消防・警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) SAGA国スポ会期中

実行委員会実施本部内に設置する消防警備部が実施主体となり、必要に応じて、競技会場等に消防警備班を設置する。

5 消防防災業務

(1) 基本事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
- イ 佐賀市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア SAGA国スポ準備期間中

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- (イ) 競技会場等における消防防災設備、水利等の点検整備に関すること。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (エ) 防火防災意識の向上と啓発活動の推進に関すること。

- (オ) 競技会場等での避難訓練に関する事。
- (カ) 競技会場等の実地踏査に関する事。
- (キ) 関係機関等との通信連絡体制の確立に関する事。
- (ク) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ SAGA国スポ会期中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 競技会場等における救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関等と調整し実施する。

6 警備業務

(1) 基本事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア SAGA国スポ準備期間中

- (ア) 競技会場等における自主警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 通信体制の確立に関する事。
- (エ) 施設及び構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) 警備員の人員確保、事前教育及び訓練に関する事。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ SAGA国スポ会期中

- (ア) 競技会場等における雑踏事故及びその他事件・事故の防止に関する事。
- (イ) 通信手段の確保及び運用に関する事。
- (ウ) 競技会場等における交通誘導警備に関する事。
- (エ) SAGA国スポ参加者等の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 入退場者管理に関する事。
- (キ) 迷子及び遺失物への対応に関する事。

- (ク) 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。

7 大規模災害及び突発重大事案に係る対策

大規模災害及び突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図りながら対応する。

8 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における消防防災・警備については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務の実施について必要な事項は、別に定める。

第78回国民スポーツ大会佐賀市競技別リハーサル大会輸送計画（案）

1 目的

第78回国民スポーツ大会佐賀市競技別リハーサル大会（以下「競技別リハーサル大会」という。）の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、「第78回国民スポーツ大会佐賀市輸送交通業務実施要項」に基づき、輸送計画を作成する。

2 輸送計画の基本的な考え方

(1) 計画輸送実施競技の選定方針

ア 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送は原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

イ 本大会に向けた検証が必要な競技については、計画輸送を行う。

(2) 実施内容

計画輸送を実施する場合は、バス・タクシーを利用して、集合地、宿舎、競技会場、駐車場、練習会場の間を輸送する。

3 競技会ごとの輸送計画

計画輸送を行う競技別リハーサル大会ごとに、各輸送対象者の輸送方法等を定めた競技別輸送計画書を作成する。

4 駐車場

(1) 大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合、基本的には競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。

(2) 駐車場については、大会参加者を優先し、空きがある場合、一般観覧者用駐車場を設ける。

(3) 駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者等に対し事前に駐車許可証を交付する。

(4) 大会参加者等が指定外の駐車場等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

5 来会方法等の把握

各競技別リハーサル大会の前に、必要に応じて来会意向調査等を行い、来会

時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

6 その他

この計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

第78回国民スポーツ大会佐賀市競技別リハーサル大会消防防災・警備計画（案）

1 目的

第78回国民スポーツ大会佐賀市競技別リハーサル大会（以下「競技別リハーサル大会」という。）の開催に際し、消防防災・警備業務を円滑に行うため、「第78回国民スポーツ大会佐賀市消防防災・警備業務実施要項」に基づき、消防防災・警備計画を作成する。

2 消防防災業務

(1) 基本的な考え方

競技別リハーサル大会における消防防災業務は、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び実施本部が主体となり実施する。また必要に応じて佐賀広域消防局へ協力を依頼する。

(2) 実施期間

競技別リハーサル大会の準備期間中及び大会開催中

(3) 実施場所

競技別リハーサル大会の競技会場、練習会場及び駐車場（以下「競技会場等」という。）

(4) 消防防災実施業務

ア 消防防災業務における関係機関との連絡調整

イ 火災の警戒及び初期消火活動

ウ 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報

エ 競技会場の収容可能人数と収容人員の把握

オ 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導

カ 火災その他災害により負傷者が発生した場合の負傷者の救出・救助

キ 佐賀広域消防局からの指摘及び助言事項に対する改善措置

(5) 佐賀広域消防局との連携

次のことについて、佐賀広域消防局に依頼する。

ア 競技会場における実地踏査及び消防防災設備等の点検

イ 消防防災に必要な教育訓練の実施

ウ 競技別リハーサル大会消防巡回警備計画表に基づく競技会場の巡回警備及び巡回警備終了後の競技別リハーサル大会消防巡回警備報告書（様式第1号）の提出

3 警備業務

(1) 実施体制

ア 実施場所

原則として、競技会場等及び沿道とする。

イ 実施期間

原則として、会場設営が完了した日から競技終了日までとする。ただし、仮設物等の夜間警備が必要な競技については、競技終了の翌日までとする。

ウ 実施時間

競技ごとに、別途定める。

(2) 警備員の業務

ア 交通誘導警備

- (ア) 競技会場駐車場における指定車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導
- (イ) 競技会場周辺及び駐車場における車両・歩行者の整理並びに誘導
- (ウ) 違法駐停車の防止及び排除

イ 夜間警備

- (ア) 仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・損壊等の防止
- (イ) 不審者及び不審物への警戒
- (ウ) 事故発生時における関係機関への通報

ウ 会場警備

- (ア) 競技会場内における不審者及び不審物に対する警戒
- (イ) 競技会場内における不審者及び不審物に対する認知又は発見時における関係機関への通報と適切な初動措置
- (ウ) 写真等撮影禁止区域内での撮影者への対応（撮影規制区域等における撮影許可を受けていない者への対応を含む。）
- (エ) 競技会場における選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の入退場管理

エ その他

- (ア) 事故発生時、緊急時における実施本部への連絡
- (イ) 大会参加者等の生命、身体及び財産を守るために必要な警備
- (ウ) 警察・消防活動への協力

4 大規模災害及び突発重大事案対応

発生時には事案の概要、被害状況を把握するとともに交通情報を収集する。また、関係機関と緊密な連携を取り、大会参加者等の安全確保と避難誘導に努める。

5 その他

この計画に記載のない事項については、必要に応じて、関係機関と協議し決

定する。

第78回国民スポーツ大会佐賀市競技別リハーサル大会 消防巡回警備報告書

巡回場所			
巡回日時		令和 年 月 日 ()	
	1	時 分	～ 時 分
	2	時 分	～ 時 分
	3	時 分	～ 時 分
巡回者 (所属・氏名)	所属	代表者氏名	他 名
チェック項目			
【火気の管理】	<input type="checkbox"/> 会場内・駐車場での火気の管理状況（特に喫煙場所） <input type="checkbox"/> 喫煙場所以外の場所で喫煙されていないか。 <input type="checkbox"/> 喫煙場所の灰皿に水が入っているか。 <input type="checkbox"/> 屋台等が出ている場合、燃料携行缶等の管理が徹底されているか。 <input type="checkbox"/> 消防水利・消防用施設の前に障害物が置かれていないか。（駐車されていないか） <input type="checkbox"/> その他指摘事項		
【避難対策】	<input type="checkbox"/> 収容人員を越えていないか。（本部で確認する） <input type="checkbox"/> 避難経路の掲示がされているか。 <input type="checkbox"/> 避難路に物等が置かれ障害となっていないか。 <input type="checkbox"/> 誘導灯はきちんと点灯しているか。 <input type="checkbox"/> その他指摘事項		
【その他】	<input type="checkbox"/> 緊急車両の侵入経路が確保されているか。 <input type="checkbox"/> 通報及び事故発生時の連絡系統が整えられているか。（本部で確認） <input type="checkbox"/> 誘導員（警備員含む）が配置されているか。 <input type="checkbox"/> その他指摘事項		
指摘事項（上記のとおり巡回した結果、次について細部指摘する。）			
指摘事項に対する改善状況			

- ※ 不備事項があれば×を記入する。
- ※ 不備事項で必要と思われるものについては、指摘事項欄に追記すること。
- ※ 指摘事項に挙げられた内容について、早急に改善し、改善状況欄に追記し消防局へ報告すること。

佐賀市競技別リハーサル大会消防巡回警備計画表

競技名	競技会場	所轄消防署	2023年							2024年									
			6月			7月				8月				9月					
			17 土	18 日	19 月	20 火	21 金	22 土	23 日	18 金	19 土	20 日	21 月	22 金	23 土	24 日	9 土	10 日	24 日
カヌー	佐賀市富士しゃくがけ湖水上競技場	北部消防署 富士出張所																	
ラグビーフットボール	SAGAサンライズパーク ポールフィールド	佐賀消防署																	
水泳	競泳	佐賀消防署																	
	飛込	佐賀消防署																	
テニス	SAGAサンライズパーク テニスフィールド	佐賀消防署																	
陸上競技	SAGAサンライズパーク SAGASTADIUM	佐賀消防署																	
ライフル射撃	佐賀県警察学校射撃場	佐賀消防署																	
バレーボール	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	佐賀消防署																	

競技名	競技会場	所轄消防署	2024年							2024年																	
			10月			11月				12月				4月			6月										
			21 土	22 日	23 月	23 日	24 月	25 金	26 土	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月	29 金	30 土	6 土	7 日	8 月	15 金	16 土	23 水					
サッカー	SAGAサンライズパーク SAGASTADIUM、セカスタ ポールフィールド、 佐賀市健康運動センターサッカーラウンジ ピエール	佐賀消防署																									
水泳	水球	佐賀消防署																									
ボウリング	ボウルアーガス	佐賀消防署 西分署																									
柔道	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	佐賀消防署																									
フェンシング	SAGAサンライズパーク SAGAPラザ	佐賀消防署																									
体操	トランポリン	佐賀消防署																									
	新体操	佐賀消防署																									
	競技	佐賀消防署																									
水泳	AS	佐賀消防署																									
高校野球(硬式)	さかみどりの森球場	佐賀消防署 西分署																									
ローイング	佐賀市富士しゃくがけ湖水上競技場	北部消防署 富士出張所																									

開催までのスケジュールについて（輸送交通専門委員会関係）

		令和4年度（開催2年前）	令和5年度（開催1年前）	令和6年度（開催年）
(1) 大会の開催			■リハーサル大会（競技毎に開催）	■SAGA2024国スポ・全障スポ（9～10月）
(2) 施設関係		・SAGAスタジアムリニューアルオープン（5.26） ・富士しゃくなげ湖水上競技場オープン（5.22）	・SAGAアリーナグラウンドオープン予定（5.13）	
(3) SAGA2024 佐賀市実行委員会	総会 常任委員会	◎総会・常任委員会（5.12開催）	◎総会・常任委員会（未定）	◎総会・常任委員会（未定）
	専門委員会 審議事項	第3回専門委員会（2.14） 【審議事項】 ・消防防災・警備業務実施要項 ・リハ大会輸送計画 ・リハ大会消防防災・警備計画	第4回専門委員会（下期） 【審議事項】 ・車両誘導計画 ・本大会輸送計画 ・本大会消防防災・警備計画	
	実施業務	・第1次輸送計画策定業務 ・第2次会場輸送調査	・第2次輸送計画策定業務 ・リハ大会計画輸送の実施 ・第3次会場輸送調査	・本大会計画輸送の実施 ・輸送車・駐車場必要台数の確定 ・輸送本部・消防警備本部設置
協力依頼事項		<ul style="list-style-type: none"> 交通規制、輸送ルート等の協議 臨時バス運行、臨時バス停の設置等の協議 交通誘導看板等の設置について協議 消防警備体制について協議 佐賀駅、バスセンター、空港の運用について協議 救命講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> レンタカー台数等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 競技会場での避難訓練の実施

第78回国民スポーツ大会

(注) 開催時期や内容は、いずれも予定であり、準備の進捗により変動することがあります。

(参考資料)

SAGA 2024 佐賀市実行委員会輸送交通専門委員会委員名簿

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属団体	役職	氏名
通信・輸送・交通	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	江上 康男

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
通信・輸送・交通	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道事業部	部長	野田 和成

委員 18名

選出区分	所属団体	役職	氏名
通信・輸送・交通	西日本高速道路(株)九州支社佐賀高速道路事務所	所長	水本 泰之
通信・輸送・交通	佐賀ターミナルビル株式会社	総務課長	中島 裕記
通信・輸送・交通	佐賀県レンタカー協会	事務局長	寺脇 明範
通信・輸送・交通	佐賀市交通安全指導員会	会長	井口 一哉
国関係	国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局	<small>首席運輸企画専門官</small>	牟田 嘉伊座
国関係	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所	技術副所長	松尾 佳久
国関係	国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所	副所長	穴井 利明
県関係	佐賀県県土整備部佐賀土木事務所	管理課長	松本 渉
県関係	佐賀南警察署交通課	課長	内田 慎一郎
県関係	佐賀北警察署交通課	課長	金崎 春海
市関係	佐賀市総務部危機管理防災課	理事兼課長	蘭 英男
市関係	佐賀市企画調整部交通政策課	副理事兼課長	大塚 智樹
市関係	佐賀市市民生活部生活安全課	課長	中村 孝幸
市関係	佐賀市建設部道路管理課	課長	中村 明弘
市関係	佐賀市佐賀駅周辺整備構想推進室	副室長	西 洋徳
市関係	佐賀市交通局	<small>副局長兼総務課長</small>	小林 知季
警備・消防関係	佐賀中部広域連合佐賀広域消防局	予防課長	谷口 英也
警備・消防関係	佐賀中部広域連合佐賀広域消防局	<small>副局長兼警防課長</small>	貞島 秀晴

委員長 1名、副委員長 1名、委員 18名

合計 20名

SAGA2024佐賀市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 佐賀市を代表する者
- (3) 佐賀市議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
 - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、こ

れを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和2年11月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際現に第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれSAGA2024佐賀市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会則（令和元年6月3日施行）第13条第3項の規定に基づき、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにS A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからS A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 開催推進総合計画に関する事 2 広報及び市民運動に関する事 3 観光及び接伴に関する事 4 他の専門委員会に属さない事項に関する事。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関する事。
競技式典 専門委員会	1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。 4 その他競技式典に関する事。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関する事。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関する事。 2 医事及び衛生に関する事。 3 その他宿泊衛生に関する事。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関する事。
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関する事。 2 消防及び警備に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関する事。